

公立大学法人下関市立大学理事長賞に関する要綱

令和4年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学（以下「本学」という。）の学生（大学院及び専攻科の学生を含む。以下同じ。）が、本学の名誉の向上、学生の模範となるべき善行をした場合において、理事長が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、公立大学法人下関市立大学理事長賞（以下「理事長賞」という。）とする。

(表彰の対象者)

第3条 理事長は、次に掲げるものに対して、表彰する。

- (1) 部活動等において優秀な成績をあげた個人又は団体
- (2) 人命救助、災害防止その他の善行を行った個人又は団体で、公的機関又はこれに準ずる機関、団体等が表彰したもの
- (3) その他理事長が表彰するに値すると特に認めたもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、理事長が表彰状を授与することにより行う。

2 理事長は、表彰状に添えて、賞賜金を交付することができる。ただし、下関市立大学全国大会等出場及び優勝賞賜金交付要綱（平成21年9月1日制定）により賞賜金の交付を受けるときは、対象としない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、理事長賞の表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和4年11月1日から適用する。